

船橋市身体障害者福祉ホーム若葉事業概要

1. 施設の概要

- 名称 船橋市身体障害者福祉ホーム若葉
- 所在地 船橋市二和西5丁目7番17号
- 開設年月 平成5年10月
- 施設の種類 身体障害者福祉ホーム
- 設置主体 船橋市
- 延床面積 663.21㎡（福祉ホーム若葉の部分に限る）
- 施設内容 居室（1人用8室・2人用1室・1人用予備室1室）
相談室、集会談話室、浴室、管理人室等

※ 福祉ホーム若葉は1階に設置されている船橋市身体障害者福祉作業所太陽との複合施設である。

船橋市身体障害者福祉作業所太陽は18歳以上の在宅の身体障害者で通所できる方に自活に必要な訓練及び生活指導を行い、自立を助長することを目的として、市直営施設として運営されている。

2. 施設の目的

身体上の障害のため家庭において日常生活を営むことに支障のある身体障害者の方に、居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする。

3. 利用要件

- 18歳以上の身体障害者で、家庭環境・住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難であるが、当該施設を利用することにより自立した生活が可能となる方
- 常時の介護又は医療を必要としない方
- 配偶者等と利用する場合は、配偶者等も身体障害者であり、かつ常時の介護又は医療を必要としない方

4. 利用の方法

利用者と指定管理者との契約による。

5. 定員 10名

6. 利用料

- 1人用居室 月額10,000円(令和7年4月1日現在7人)
 - 2人用居室 月額20,000円(// 0人)
 - 福祉ホーム若葉の利用に要する費用は利用者の負担とする。
 - 福祉ホーム若葉におけるその他特別な費用は、その実費を利用者の負担とする。
- ※例：光熱水費

7. 職員構成

- 管理者(施設長) 1人
 - 相談介助員 1人
 - 管理人 1人
- ※上記職員の休日代替要員を確保する。

8. 施設運営方針

- (1) 利用者の自主独立の精神を尊重し、健全な環境のもとで身体的に健康が維持されるよう管理運営にあたる。
- (2) 利用者の心身の健康保持に努める。
- (3) 自立した生活を維持でき、快適で安全な日常生活を過ごせるよう生活環境を整える。
- (4) 利用者自らが考える人生設計を実現できるよう支援する。

9. 生活支援における基本方針

- (1) 生活の向上を目的とした相談を定期的を実施する。
- (2) 必要に応じたケアマネジメントを行えるよう体制を整える。

10. その他

- (1) 利用者の自立した生活に必要な相談、助言等に努めるとともに健康管理、非常災害対策等については、利用者のニーズに応じて対策が講じられるよう配慮すること。
- (2) 日常生活については原則として利用者自身で行うものとする。
- (3) 一時的な疾病等のため日常生活に支障がある場合は、ヘルパー等による支援が受けられるよう配慮すること。
- (4) 利用者の守るべき共同生活上の規律、その他必要な事項については、極力利用者の意見を尊重して定めるものとする。
- (5) 疾病、収入の途絶え等により、利用者が福祉ホーム若葉で生活することが困難となった場合には、医療機関への連絡、家族との調整等の必要の措置をとるとともに、関係諸制度、諸施策の活用についても迅速かつ、適切な配慮を行うこと。

1 1. 利用者の状況（令和7年4月1日時点）

No	日 中 活 動
1	障害福祉サービス利用
2	一般就労
3	障害福祉サービス利用
4	自身で活動
5	自身で活動
6	自身で活動
7	自身で活動

・男性6名 女性1名